平成２４年（フ）第１０１１８号
東京都調布市小島町１丁目11―３―601
債務者　淺海惠美子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１２２号
東京都西東京市谷戸町２丁目12―７―703
債務者　櫻井　孝夫
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１２５号
東京都八丈島八丈町末吉890
債務者　佐々木康徳
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１３２号
東京都町田市金森777　第６都営金森10―504
債務者　小林　洋子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１３３号
東京都港区高輪１丁目26―２―101
債務者　石川　　豊
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１３４号
埼玉県越谷市大字平方1880―15
債務者　須藤　　篤
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１３６号
東京都練馬区春日町５丁目２－９
債務者　角野　弘幸
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１４１号
東京都品川区旗の台３丁目１―16　ウイング旗の台パートⅠ203
債務者　阿部　虎次
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１４８号
埼玉県越谷市南越谷５丁目26―６―203
債務者　渡邊　明彦
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１５０号
東京都品川区平塚３丁目13―13―202
債務者　中井　真也
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１６２号
埼玉県さいたま市岩槻区諏訪３丁目４―28―304
債務者　高橋　裕太
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１７０号
埼玉県さいたま市見沼区大字東宮下755―203
債務者　松永　和明
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１７４号
東京都中央区日本橋小伝馬町９－５―505
債務者　竹内　恵子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１８１号
東京都江戸川区中葛西４丁目20―１―202
債務者　高山利則こと　高　　利則
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１８２号
東京都練馬区中村３丁目15―18―10
債務者　川野　康信
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部